

## (2) 交際費

支拂手替

(他会計からの補助金)

次に会計からこの会計へ轉記を受ける立場は、次に示すとおりである。

- (1) 省運輸部新規運賃にあてるため  
1,814千円
- (2) 企業債未償還額に対する名義利息にあてるため  
2,473千円
- (3) 借上げ料金の貸借料にあてるため  
935千円

(たな前資繰入取扱)

第3条 たな前資繰の購入取扱額は、145,387千円と定める。

昭和41年4月28日 鳥取県公報 (号外) 第26号

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目1番

鳥取県公報

〔表題〕第1回定期公報(第26号)

## 鳥取県公報

昭和41年4月28日 鳥取県公報 (号外) 第26号

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当該休日は、

当該休日が休日と

なる場合は、

当該休日の翌日)

第2号中「所長」を「所長」に改める。

## 附 則

この規則は、昭和四十一年五月一日から施行する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則 (昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号) の一部を次のように改正する。

別表第一の企業局の課長級事務所の環字「所長」を

「所長」に改める。

## 附 則

この規則は、昭和四十一年五月一日から施行する。

企業局の職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

企業局の職務の等級の分類の基準に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県知事 石破二郎

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める規則に関する規則

- (1) 地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める規則の一部を改正する規則
- (2) 地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める規則に関する規則
- (3) 地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める規則 (昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号) の一部を次のように改正する。

鳥取県規則第十九号

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める規則に関する規則

## 鳥取県企業調査課規則第一号

企業調査の結果の等級の分類の基準に関する規則の一部を改定する。

## 改定する企業調査規則

企業調査の結果の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十八年五月鳥

取県企業調査課規則第七号)の一項を次のとおり改正する。

第二条第一項「第一項及び第三項の二項及び第二項」を記す。

主 任 者 在 所		主 任 者 在 所		主 任 者 在 所	
姓 名	職 名	姓 名	職 名	姓 名	職 名
姓 名	職 名	姓 名	職 名	姓 名	職 名
姓 名	職 名	姓 名	職 名	姓 名	職 名

この企業調査規則は、昭和四十一年五月一日から施行する。

## 企業調査令

企業調査令第一号  
鳥取県企業調査課規則の一部を改正する企業調査令を次の

とおり定める。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県企業調査課規則第一号を改正する

企業調査令

## 企業調査規則第一号

- 1 第二条の二に次の二項を加える。  
2 所長及び次長が主任者の他の事由によって不祥のときは、主任職務を代行する。

この企業調査規則は、昭和四十一年五月一日から施行する。

## 附 則

企業調査規則第一号

企業調査規則第一号